

浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 12 号

浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 62 号）
- (2) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金の特例に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 63 号）
- (3) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金の特例に関する条例に基づく退隠料及び扶助料の年額を改定する条例（平成 18 年浜田市条例第 33 号）
- (4) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金の特例に関する条例に基づく退隠料及び扶助料の年額を改定する条例（平成 19 年浜田市条例第 34 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。